



2016.2.15
コチ コンサルティング

1月1日より《人口・計画出産法》修正が施行され、社会保険のうち生育保険に修正が加えられましたが、1月19日には労災保険条例の修正に関する意見公募稿が公開されています。また、上海市では1月21日に《上海市労災保険変動費率管理便法》が公布され、4月1日より新納付率が適用されることになりました。本年は高齢化社会対策として、社会保障に関わる改定が続くものと思われます。

本号では、《労災保険の実施に関わる若干の問題に関する意見（意見公募稿）》、《上海市労災保険変動比率管理便法》に関するご報告とあわせ、長期就労者が多い日系企業では特に気なる定年延長政策の動向をご報告いたします。修正《人口・計画出産法》地方条例の最新動向は弊社ホームページに更新しておりますのでご参照ください。

内容 【人事・労務情報】

- 《労災保険条例の実施に関わる若干の問題に関する意見(二)（意見公募稿）》
- 《上海市労災保険変動比率管理便法》【上海】
- 定年年齢引上げの動向

人事・労務情報

■ 人力資源社会保障部《労災保険条例の実施に関わる若干の問題に関する意見（二）（意見公募稿）》

2004年1月1日施行の《労災保険条例》は2013年の《労災保険条例の実施に関わる若干の問題に関する意見》を経て、本年1月19日に“意見（二）”（意見公募稿）が公開されました。市場動向にあわせた労災保険の整備が進められるものと思われます。

* 《労災保険条例の実施に関わる若干の問題に関する意見(二)(意見公募稿)》日本語訳:

<http://cochicon.com/?p=2820>

意見公募稿は全10項からなりますが、主要内容は下記です。

① 労災保険と養老保険の重複の調整

労災認定を受けた者が非労災疾病で死亡した場合の労災保険と養老保険それぞれに規定されている「扶養親族弔慰金」等の調整規定。

② 定年年齢以降の就労者への労災保険待遇付与規定

現在の法定定年退職年齢と労働者の健康水準のギャップから定年年齢以降も就労する労働者が増加していることとともなう定年年齢後（＝養老年金受給開始後）の労災保険加入に関わる規定。

NAVI 長期就労者が多い日系企業では、定年退職者（養老年金受給開始者）の再雇用が増加しています。

現状は労災保険非対象ですが、業務を原因とする災害に対する企業責任による補償は合理的な範囲内で必要となることから、雇用者責任保険等への加入を推奨していますが、労災保険の対象となることが確定すれば、定年退職者の再雇用に関わる課題の一つが解消されることとなります。

税務面でも、一般労働者と同様の就業規則に則って就労する定年後の再雇用者の所得税は、一般就労者所得税と同様の税制適用が実務上認められ始めています。

来年度以降の定年年齢延長政策の開始を視野にいたした政策調整と思われます。

③ 労災非対称の費用の保険基金補償範囲の規定

労災保険加入前に発生した労災従業員の新規発生費用（医療費、リハビリ費用、介護費用、死亡した場合の弔慰金等）の補償に関わる規定。

④ 業務に無関係な活動時の事故の取り扱い

雇用企業が参加を要求した活動における事故の労災認定に関し、業務に無関係な活動は業務原因とはみなさない（＝労災と認定しない）と明示する規定。

⑤ 労災保険加入地以外の勤務地における労災の判断基準

固定の住所、明確な業務と休息時間があり、業務原因で事故に遭った場合または罹患した場合、駐在地で正常勤務における労災とみなす。

NAVI 中国国内市場における事業拡大のための企業活動の国内での広域化にともない、国内転勤が増加しています。保険加入地以外における、業務に起因する事故・罹患が労災として認定されることは、分公司や地方事務所への異動に関わる課題の一つが解消されることとなります。

⑥ 出退勤時の労災認定に関わる判断基準

出退勤を目的とし、合理的な時間内に勤務先・居住地間を合理的な路線で往復する場合、出退勤途上とみなす。

⑦ 法人登録地と生産経営地が異なる場合の処理

- ・原則として、雇用企業の登録地で労災保険に加入しなくてはならない。
- ・法人登録地と生産経営地が異なり、法人登録地で労災保険に加入していない場合、生産経営地で労災保険に加入することができる。
- ・労務派遣の場合の規定、建設施工企業によるプロジェクトの場合の規定を再定義。

⑧ 労災認定申請期限の延長に関わる事項

労働者権益保護のため、労災認定申請期限の延長を規定。労働仲裁期間、資料紛失期間、身柄拘束期間等は労災申請期限延長処置可とする。

■ 《上海市労災保険変動比率管理便法》【上海】

4月1日より上海市の労災保険納付比率の制度が変更されます。

党の社会保険比率の引下げ要請に応じた、中央政府より地方政府に対する労災保険の“費用・納付率の全体的な引下げ、細分化、健全化”を求める通知に従った上海市の政策です。

従来統一であった労災保険納付比率を業種別（8分類）に基準比率を設定し、前年度の労災保険支給・納付率に応じて業種基準比率を基軸に上下変動させる仕組みとなります。

業種類別	基準比率	業種	変動納付率
第1類	0.2%	ソフトウェア開発技術サービス、保険業、金融業、放送、政府機関…	3ランク (100%、120%、150%)
第2類	0.4%	卸売、小売、倉庫、宿泊、飲食、不動産、商務サービス…	
第3類	0.7%	食品加工、飲料製造、繊維、通信・電子設備製造、娯楽…	5ランク (50%、80%、100%、120%、150%)
第4類	0.9%	農業、牧畜業、農林水産サービス、服飾、印刷、医薬製造、設備製造、金属製品…	
第5類	1.1%	林業、家具製造、製紙、建築内装、道路運輸、水上運輸…	
第6類	1.3%	化学原料・化学製品製造、非金属鉱物製品、有色金属精錬加工、建築、土木建築…	
第7類	1.6%	石油化工、石油・天然ガス採掘…	
第8類	1.9%	石炭その他金属採掘…	

NAVI 現在の上海の労災保険納付比率は、企業負担のみで、基準比率は全業種統一で0.5%です。前年度の労災保険支給・納付率（＝当年基金支給額/基礎比率納付額）の査定に応じて、基礎比率(0.5%)から3.0%の範囲で納付比率が決定されています。査定結果により基準比率を下回ることはありません。

社会保険種別	養老保険		医療保健		失業保険		生育 保険	労災 保険	納付率計	
	企業	個人	企業	個人	企業	個人	企業	企業	企業	個人
都市戸籍/上海・非都市戸籍	21%	8%	11%	2%	1.5%	0.5%	1%	0.5%	35%	10.5%
非都市・外地戸籍	21%	8%	6%	1%	-	-	-	0.5%	27.5%	9%

NAVI 新規における適用業種分類は、社会保険局にて決定され通知されます（WEB社会保険証上で各社に提示）が、不服の場合は審査申込みが可能です。

労災保険負担軽減が目的であり、2015年10月1日以降の納付分は、2類～8類の企業に対して、適応業種基準納付率の80%を適用し、4月1日以降に精算・調整するとしています。

■ 定年年齢引上げの動向

定年年齢の引上げは、第12期全国人民代表大会第三回会議記者会見（2015年3月10日）にて、人力資源社会保障部部長、副部長の目下の課題に対する記者質問への回答として、

2015年：計画完成

⇒2016年：中央政府の審査を経たのち公開意見公募を実施

⇒2017年：正式発表

⇒その後5年間の準備期間を経たのち、1年に数か月ずつ法定定年退職年齢を引き上げる“漸進主義”を採るとされていました。

2015年12月の社会科学院《人口・労働報告書：中国人口・労働問題報告No.16》発表会にて、

【第1ステップ】2017年に養老金制度の修正完了とあわせ、女性の定年退職年齢を55歳に改定。

【第2ステップ】2018年より女性は3年間に1歳、男性は6年間に1歳 定年年齢引上げを実施。

【第3ステップ】2045年に男女とも65歳定年制へ同時移行。

という案が発表されています。

NAVI NET上では“退職カレンダー”が出回っています。女性の場合、2018年に30歳（1988年生まれ、本年28歳）の場合は、2052年に64歳で定年、2018年に40歳（1978年生まれ、本年38歳）の場合は、2039年に61歳で退職…と計算されています。本年48歳の一般職の場合、現行制度では、あと2年で定年退職ですが、今回の社会科学院案が実施された場合は、2026年57歳まで定年退職できない（＝養老金の受給が受けられない）こととなります。

人力資源・社会保障局では方案制定を急いでおり、適切な時期に意見公募を行うとしていますが、社会保障制度維持の観点からも定年年齢の引上げ時期は、当初の予定より早まるものと思われます。

若年層のモチベーション向上等の観点から、昇給制度、昇格制度、役職制度等の人事制度の検証、検討が必要になるものと思われます。